

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
国有林野の産物販売委託契約業務（ヒノキ1,380㎡）	分任支出負担行為担当官 広島県森林管理署長 梅木 洋一	広島県広島市中区吉島東3-2-51	令和2年9月2日	広島県森林組合連合会 三原久井木材共販所 法人番号 9240005001721	広島県三原市久井町坂井原字茶堂365-1	会計法第29条の3第4項（企画競争）	-	1,200,450	-	-	-	-	34	0	-	単価契約	
大造山被害箇所整理作業（一式）	分任支出負担行為担当官 広島北部森林管理署長 多田 弘之	広島県三次市十日市中2-5-19	令和2年9月3日	児玉建設 株式会社 法人番号 5240001033937	広島県神石郡神石高原町小晶2258	予決令第102条の4第4号ロ（有利随意契約）	令和2年7月14日の集中豪雨により、大造山国有林で林地崩壊が発生し、崩壊土砂と倒木が隣接する建物等に基大な被害を与えた。今後の降雨により不安定となった倒壊建物等が下流部へ流出する危険性もあり、隣接箇所では山崩急復旧作業を受注している者との有利随意契約により実施した。	-	1,958,000	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城川国有林数量調査業務（自動選別機）（2,500㎡）	分任支出負担行為担当官 和歌山森林管理署長 竹中 篤史	和歌山県田辺市新庄町2345-1	令和2年9月7日	西垣林業 株式会社 法人番号 6150001009466	奈良県桜井市大字戒重137	予決令第102条の4第4号ロ（有利随意契約）	国有林材の安定供給システム販売協定に基づく素材の数量調査において、西垣林業株式会社の自動選別機を使用することが、経費的に有利で効率的な業務となるため。	-	1,925,000	-	-	-	-	-	-	-	単価契約
城山国有林危険木等処理業務（アベマキ外31本24.04㎡）	分任支出負担行為担当官 岡山森林管理署長 坪木 直文	岡山県津山市小田中228-1	令和2年9月8日	岡山森林組合 法人番号 6260005003066	岡山県岡山市北区御津高津1422-1	会計法第29条の3第4項（緊急随意契約）	城山国有林において、根返り、幹の傾斜・腐れ、枝の枯損等の瑕疵があり、倒伏等し隣接建物及び人命に危害を与える恐れがあり、立木の緊急な処理が必要ことから緊急随意契約により実施した。	-	4,488,000	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度本山寺国有林二ホンジカ捕獲委託事業（一式）	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 中村 隆史	京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102	令和2年9月16日	公益社団法人 大阪府猟友会 法人番号 2120005003389	大阪府大阪市中央区谷町1-3-27	会計法第29条の3第4項（法令の規定）	高槻市における有害鳥獣捕獲は、高槻市有害鳥獣対策協議会の下、地域関係団体が連携して対策を講じており、「高槻市鳥獣被害防止計画」に基づき実施するよう高槻市より指導を受けている。本計画に規定されている有害鳥獣の捕獲・処理を実施できる機関は公益法人大阪猟友会しかおらず、当該事業を実施できる唯一の相手方であるため。	-	1,253,230	-	公社	国認定	-	-	-	-	-
榎ヶ原国有林外森林整備事業（保護）（カンナギクイムシ駆除（伐倒、搬出、焼却処分、根株くん蒸、根株被覆）39本56.60㎡3ほか）	分任支出負担行為担当官 鳥取県森林管理署長 中本 貴美	鳥取県鳥取市吉方109	令和2年9月18日	香北林業 有限会社 法人番号 4260002028274	岡山県苫田郡鏡野町小座1096-4	予決令第99条の2（不落・不調随意契約）	-	10,710,437	10,560,000	98.5%	-	-	-	0	0	事業実績、実務経験者の在籍等	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。